

平成 24 年度身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成 24 年 6 月 13 日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

(以下別紙のとおり)

1 職種，採用予定者数，採用予定日及び職務内容

職 種	採用予定者数	採用予定日	職務内容
一般事務職	若干名	平成 25 年 4 月 1 日	市役所，区役所，事業所等で一般行政事務に従事します。

○若干名とは，1～3名を意味します。

○採用予定者数については，事業計画等により変更することがあります。

2 受験資格（学歴は問いません。）

（1）年齢等

昭和 58 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方

[身体障害要件]

身体障害者手帳の交付を受けている方で，障害の程度が 1 級から 4 級までの方

[勤 務 要 件]

自力（介護者を要しないことをいう。）勤務が可能な方

（2）その他の要件

ア 国籍は問いませんが，日本国籍を有しない方については，法令により永住が認められている方又は平成 25 年 3 月 31 日までに認められる見込みの方とします。

* 「法令により永住が認められる方」とは，「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。

イ 地方公務員法第 16 条に該当する方は受験することができません。

3 試験の方法及び内容

第 1 次試験（出題分野は別表参照）		第 2 次試験	
教養試験 （択一式・高校卒業程度） 〈50 問中 45 問解答〉（2 時間）	作文試験（*1） 〈600 字以内〉 （1 時間）	口述試験 （個別面接）	身体検査（*2）

（*1） 作文試験…専門知識ではなく，一般的な内容を問うものです。白紙の場合は棄権されたものとみなします。

（*2） 身体検査…職務遂行に必要な健康度を検査します。

※ 原則として、試験時間中の途中退室はできません。

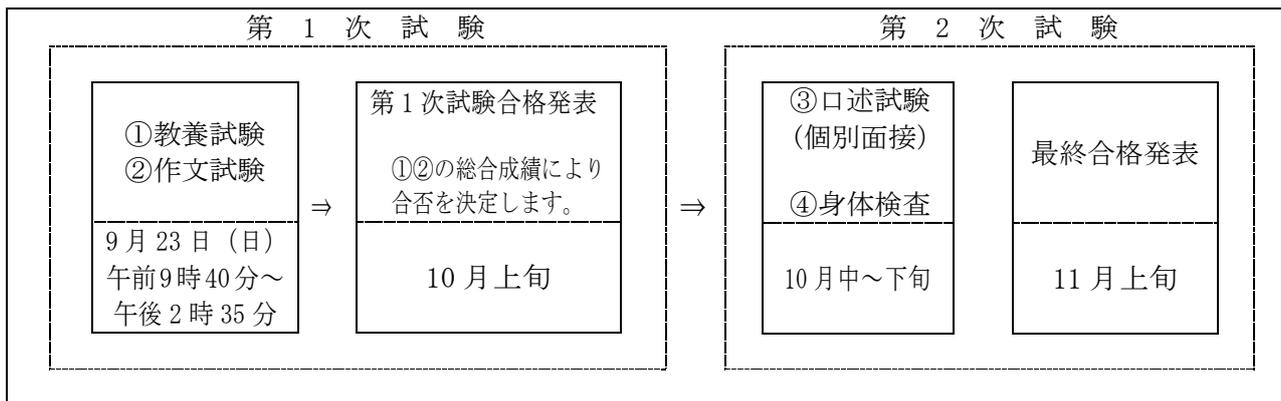
別表：教養試験出題分野

- 文章理解，判断推理，数的推理，資料解釈などの一般知能 [25 問全問解答]
- 人文科学，社会科学，自然科学などの一般知識 [25 問中 20 問選択解答]

* 教養試験と作文試験の配点割合は 9 対 1 であり，教養試験の成績が一定点数に達しない場合は，作文試験については採点されません。

* 過去に出題した作文試験の課題を当人事委員会事務局のホームページに掲載しています。また，教養試験の例題も 7 月上旬から掲載する予定ですので，併せて御参照ください。

4 合格までの流れ



- (1) 第 1 次試験日には身体障害者手帳及び昼食を持参してください。
- (2) 第 1 次試験の合格発表では，合格者にのみ第 2 次試験の案内を送付します。
- (3) 試験の途中段階で，欠席又は棄権をされた場合は，それ以後の試験は受験できません。
- (4) 最終合格は，第 2 次試験の結果に基づき決定し，第 1 次試験の成績は反映されません。
- (5) 最終合格発表は，第 2 次試験受験者全員に合否を文書で通知します。
- (6) 合格発表は，市役所の掲示場（河原町御池北西角）に発表の日から 2 週間掲示します。また，当人事委員会事務局のホームページでも掲載します。電話での合否の照会には応じられません。
- (7) 試験不合格の方で，試験成績の開示を希望される方は，あて先及び受験番

号を明記した長3号の返信用封筒（80円切手貼付）を合格発表日から11月30日（金）までに提出してください（総合順位をお知らせします。）。発送は12月に行います。

(8) 上記表中の日程は、変更となる場合があります。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、人事委員会が作成する名簿に登載され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。

なお、近年、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。

(2) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。

(3) 最終合格決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。

(4) 採用予定日は、平成25年4月1日です。

(5) 日本国籍を有しない方で「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの方は、平成25年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。

6 給 与 159,940円

○ 上記の金額は、平成24年4月1日現在の初任給（地域手当含む。）について示したものです。

○ 職歴などのある方については、その職歴などに応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。

○ 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス（期末手当と勤勉手当の合計額）などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。平成23年度のボーナス支給実績は、年間3.95箇月分です。

○ これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準などに基づいて変動することがあります。

7 受験申込みの手続

(1) 郵送による申込み

申込 手続	申込方法	別紙の申込書に記入上の注意をよく読んだうえで必要事項を記入し、写真を貼ってください。申込書を郵送する際は、受験票送付用として、80円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、封筒の表に「受験書類在中」と赤字で書き、簡易書留で送付してください。 ※普通郵便等で郵送した場合の事故等については責任を負いません。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル6階
	申込期間	8月10日(金)～8月31日(金)【消印有効】
受験票の交付		受験票は9月11日(火)に投函する予定です。 なお、試験の4日前までに受験票が到着しない場合には、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。

(2) インターネットによる申込み

申込 手続	申込方法	京都市人事委員会事務局ホームページから、「インターネット申込み」にアクセスして、詳しい手続を確認してから申し込んでください。
	申込期間	8月10日(金)～8月28日(火)【最終日の午後5時受信分まで】 申込みをされてから5日以内に申請受理メールを送付します。そのメールが届かない場合は、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。
受験票の交付		受験票がダウンロード可能となったことを通知する電子メールを送付します。そのメールが9月14日(金)までに届かない場合には、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。メールが到着した後、受験票をダウンロードしてプリントアウトし、「写真票・署名票」に写真を貼り、署名をしてください。点線に沿って「受験票」と「写真票・署名票」を切り離し、試験当日にどちらも持参してください。

* 申込書記載の個人情報は、採用試験の目的以外に使用することはありません。

* 提出された書類は返却いたしません。

◎ 点字等による受験について

1 当試験は、点字による受験ができます。希望される方は、申込書に必ず必要事項を記入してください。

また、試験当日は点字器を持参してください。なお、点字による受験の場合、試験時間が異なります。

2 点字の受験案内については、当人事委員会事務局までお問合せください。また、拡大版や黒地に白字の受験案内も用意しますので、希望される方は、当人事委員会事務局までお問合せください。

3 試験当日にルーペや補聴器等の補装具の持参を希望される方、また受験に際し必要と思われる事項があれば申込書に記入してください。

◎ 受験申込書の記入上の注意

- 1 ※印の欄を除くすべての欄に、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。
- 2 記入事項に虚偽又は不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 3 合格通知先の欄は、いずれかの□欄に✓印を付けてください。
- 4 学歴の欄で、最終学歴は在学中を含みます。卒業・卒業見込等の別の欄は、該当するものを○で囲んでください。卒業（修了）見込とは来春卒業（修了）見込の方、在学とは来春卒業見込以外の在学者を指します。在学を○で囲んだ方は現在の学年を、中退を○で囲んだ方は中退した学年を記入してください。
- 5 写真票には、脱帽、正面向き、上半身、タテ4cm、ヨコ3cmの最近3箇月以内に撮影した写真を貼ってください。写真の裏面には氏名を記入してください。
- 6 職歴のある方で、在職中の方は、在職期間の終期及び在職年数は「在職中」と記入してください。
- 7 受験申込書の裏面は、試験準備のための必要な情報となりますので、必ず記入してください。
- 8 郵送による申込みの場合、受験票は封筒にて郵送しますので、御自身の郵便番号、住所、氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしています。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

- (1) 「公権力の行使」に該当する業務
 - ① 市民の権利や自由を一方向的に制限することとなる業務
 - ② 市民に対し一方向的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ④ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法，準司法的権能のある行為に係るものなど）
- ≪「公権力の行使」に該当する業務の具体例≫
 - 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
 - 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
 - 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
 - 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令
- (2) 「公の意思形成への参画」に該当する職
京都市の行政について、企画，立案，決定等に関与する職であり，具体的には，①ラインの課長級以上の職，②本市の基本政策の決定（基本計画の策定，予算の編成，組織，人事，労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。
- (3) 昇任についての考え方
日本国籍を有しない職員についても，「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

* 上記の詳細については、「京都市外国籍職員の任用に関する要綱」等に定められています。

9 試験会場案内

試験会場 立命館大学 衣笠キャンパス（京都市北区等持院北町 56-1）

* 公共交通機関でお越しください。

（人事委員会事務局任用課）